

かもがわ



暑中お見舞い
申し上げます

継体天皇陵

継体天皇

継体天皇は、六世紀前半に在位した第二六代の天皇です。皇紀を古く装うために無理に付け加えられたといわれる初代神武から九代開化までを除くと、一〇代崇神が初代ということとなり継体は一七代ということになります。

それはともかく、武烈天皇が亡くなった後、跡継ぎがいなかったため、大連の大伴金村らが越前国にいた応神天皇の五世の孫という大述尊を迎え天皇として即位させたとされています。ただ、即位に至るまでは簡単ではなく、摂津、山城の各地を転々として宮を営み、大和の磐余玉穂宮へ入るまでに二〇年もかかったとされ、出身地も古事記では近江、日本書紀では越前と食い違っており、その陵墓もそれまでの歴代天皇の墳墓の地から遠く離れた北摂津に造られていることなどから、継体天皇はそれまでの天皇と系譜上のつながりがなく、大和政権の衰退、混乱に乗じて、近江、尾張、越前などの勢力をバックにして大和に進出し、皇位を篡奪して即位した人物ではないかという有力な学説があります。

ただ、この説は、万世一系の皇統を否定することになるので、以前は表だって賛同する向きが少なかったのかもしれない。篡奪かどうかは別として、少なくとも現在の天皇家の本当の始祖が継体天皇であるとするのは現在では通説のようです。

その陵墓

継体天皇の陵墓は、明治時代に宮内省によって大阪府茨木市の太田茶臼山古墳と治定されました。そうではなく、茨木市の北に隣接する高槻市にある今城塚古墳が継体天皇の真陵であるとする考え方は古くからありましたが、今城塚古墳は戦国時代に三好長慶によって城に利用され荒れ果てていたために天皇陵に相応しくないとみなされたのかも知れません。

昭和六一年（一九八六年）に継体天皇陵とされた太田茶臼山古墳の外堤から継体天皇の没年である五三一年よりも百年近く古い五世紀中ごろの円筒埴輪が大量に発見されたことから、この古墳が継体天皇陵ではなく被葬者は継体天皇の二代前の人物だろうとされ、今城塚古墳が継体天皇

の真陵であることがほぼ間違いないということになりました。

しかし、国の指定が改められることはなく現在までそのままです。

今城塚古墳

行政によって陵墓が一旦天皇陵に治定されると、戦前から宮内省、戦後なら宮内庁の厳重な管理のもとに置かれ、学者など一般人が立ち入ることができず十分な調査も見学もできません。行政が間違っていて今城塚古墳を天皇陵としなかったため、地元の高槻市が今城塚古墳を徹底的に発掘調査し、発見された埴輪を模した土偶を並べるなど周辺を整備して、現在は古墳全体が史跡公園としてテーマパークさながら一般に公開されています。

天皇陵がこのように一般に公開されることは他にはないので、一度見学する価値が十分あると思われます。今城塚古墳のある三島野古墳群は、JR高槻駅からそれほど遠くなく、ハイキングがてらに一度見に行かれることをお勧めします。



弁護士

坂元 和夫
Kazuo Sakamoto

相次ぐ生活保護基準引き下げ違法判決

「生活保護制度」の意義

私たちの誰もが、何らかの原因で「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できなくなる可能性があります。そのような場合に、私たちが、憲法二五条に基づき、国に対して、権利として「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することを求めることができる制度が、生活保護制度です。

また、生活保護制度は、それだけでなく、その基準は、最低賃金、就学援助の支給基準、地方税の非課税限度額などと連動し、関連しています。

このように、生活保護基準は、制度を利用していない多くの人々にとっても、重大な影響を持つもので、生活保護制度は、「いのちのとりで」とも言うべき重要な制度です。

二〇一三年引き下げと

「いのちのとりで裁判」の提起

ところが、このように重要な生活保護制度が、二〇一二年にわたって、後退に次ぐ後退を重ねてきました。中でも大きな問題は、二〇一三年から一五年にかけて、厚生労働大臣が、生活扶助費を平均六・五%、最大で一〇%引き下げたこと（以下「二〇一三年引き下げ」といいます。）ですが、これは、金額では六七〇億円にもなりません。このうち九〇億円が低所得層との比較均衡を理由とする減額（ゆがみ調整）分、五八〇億円が〇八年から一一年までの

間の物価の下落を考えた減額（デフレ調整）分であるとされています。

このような大幅な引き下げは、現在の制度ができて以来最大のものです。

これに対して、制度利用者のうち、一〇〇人余りの人が、全国二九の裁判所に引き下げ処分を取り消しと損害賠償を求めて裁判を起こしたのが、「いのちのとりで裁判」です。

「引き下げ」のどこが問題か

二〇一三年引き下げで私たちが問題にしているのは、第一に、二〇一二年末の総選挙で、自由民主党が一〇%生活保護基準を引き下げたことを公約にし、その後、これに沿う形で厚生労働大臣が引き下げるといふ手法が取られたことです。

本来、生活保護基準は、憲法二五条により「健康で文化的な最低限度の生活を保障するものでなければなりません。それなのに、政治的な理由で引き下げの結論だけが先に決まっているということ自体がおかしいことです。

第二は、五八〇億円もの引き下げの理由となっている、〇八年から一一年までの間に大幅な「物価の下落」（デフレ）が本当にあったのかという問題です。

もともと、物価指数は、総務省統計局の「消費者物価指数」を使うのが普通で、これによれば、この間の下落率は二・二六%とされています。ところが、厚生労働大臣

が主張している「物価指数」（生活扶助相当CPI）では、四・七八%と異常に大きな下げ幅になっています。このようなことがあり得るのかという問題です。

また、第三は、生活保護基準の在り方を検討した専門家の審議機関である基準部会では、デフレを計算に入

れることについては議論していないのに、厚生労働省の事務当局の判断でこれが取り入れられ、基準が引き下げられているという問題です。

これらについて、裁判所がどう判断するかが問われています。

名古屋地裁判決の内容

二〇二〇年六月二五日、全国の裁判のトップを切って出されたのが、名古屋地方裁判所の判決で、結果は、原告全面敗訴の判決でした。

判決は、①引き下げが、自由民主党の公約の影響を受けていた可能性を否定することはできないが、この政策は「国民感情や国の財政事情を踏まえたもの」で、厚生労働大臣が、基準を改定するに当たり、考慮することができることは明らかだ。②大幅なデフレについては、この期間の消費者物価指数と生活扶助相当CPIの下落率の違いが、生活保護世帯では通常購

弁護士



尾藤 廣喜
Hiroki Bitoh

入することが少ないテレビやパソコンを一般の世帯と同様に購入するものとして計算したことにあるとしても、そのことは不合理ではない。③専門家による審議会等の意見を踏まえることは、法令上の義務付けではないから問題はないといわば何でもOKとの判断をしています。

実は、二〇一三年の引き下げの前に、老齢加算の削減、廃止を違法であるとして争った裁判(生存権裁判)の最高裁判決(二〇一二年四月二日判決)では、加算の廃止が違法であるかどうかの判断にあたっては、「統計等の客観的数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等」を審査することとされていますが、名古屋地裁判決は、この最高裁の判断にも反しているのです。

大阪地裁判決の内容

これに対して、二〇二一年二月二二日、二番目に言い渡された大阪地方裁判所の判決は、損害賠償請求こそ認めませんでした。引き下げ処分を違法として取り消す原告側勝訴の画期的判決でした。

その理由は、①生活保護基準の引き下げが違法になるのは、最低限度の生活の判断の過程と手続に過誤や欠落があったかどうかに関して裁量権の範囲の逸脱又はその濫用がある場合である。これについては、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等について審査されるべき。②「デフレ調整」問題については、引き下げの判断の基準年を世界的な原油価格の高騰を受けて特異な物価上昇が起こった二〇〇八年としたことに問題がある。③生活扶助相当CPIについては、テレビやパソコンを一般の世帯と同様に購入するという

の前提で計算したため、下落率が著しく大きくなった。そして、結論として、④二〇一三年引き下げについては、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き、違法だと判断したのです。

札幌、福岡、京都、金沢、神戸、秋田、佐賀の判決の内容

ところが、その後出された右の判決は、残念ながら概ね名古屋地裁判決と同様の内容で、二〇一三年の引き下げは違法ではないとしています。

しかも、これらの判決は、理由の構成がほとんど同じというだけでなく、京都、金沢の判決に至っては、NHK受信料をNHK受診料と誤るなど、誤字まで先行の福岡判決と同じで、「コピペ判決」と批判されるような真摯さに欠ける内容になっています。

この点については、最高裁の行政局長が、「裁判所の信頼を揺るがしかねないものとして重く受け止める」と国会で答弁する事態にまでなっています。

熊本地裁判決の内容

このような状況の転機となったのは、二〇二二年五月二五日の熊本地裁判決でした。

この判決では、①ゆがみ調整による影響を二分の一にして少なく処理するという名目で、引き上げまで二分の一にし、全体としては引き下げの額を大きくしたという点、しかも、これを基準部会に諮らずに事務当局のみで処理を行ったことが違法である。②デフレ調整について、二〇〇八年を基準年としたこと、生活扶助相当CPIを採用し、生活保護世帯の消費実態とかけ離れた物価下落率を算定したこ

とに問題がある。③デフレ調整を行うことについて専門家による審議会等の意見を踏まえなかったことも問題である。そして、結論として、④引き下げ処分を取り消しています。

東京地裁判決の内容

また、六月二四日の東京地裁判決では、①厚生労働大臣の判断には専門技術的考察を必要とすることから、専門家の関与や専門的知見の収集に重要性がある。②基準の改定が基準部会の審議を経ていない場合には、改定の合理性を国が十分な説明をすることを要する。③デフレ調整の必要性についての厚生労働大臣の判断は、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠き、専門的知見との整合性がない。④デフレ調整の起算年を〇八年としたことの根拠が不明である。⑤生活扶助相当CPIは、生活保護世帯の支出実態を正しく評価し得るものとは言えない。⑥よって、生活扶助基準の引き下げについての厚生労働大臣の判断過程には過誤、欠落があるとの判断がなされています。このように、判決の潮流は大きく変わってきています。

新型コロナウイルス 新型コロナウイルス

感染症の拡大の下で

新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化、ウクライナ侵攻による戦火の拡大とこれに伴う物価の高騰の下で、生活に困窮する人々が増加し、生活保護制度の重要性がますます明らかになっています。今求められていることは、生活保護制度の改善と充実、そして使いやすさであり、大阪、熊本、東京の判決に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を支える基準に速やかに戻すことであると思います。

日本の低賃金と解雇規制

世界の賃金水準と日本

「東洋経済」に掲載されている野口悠紀雄氏の論稿「経済最前線の先を見る」には、日本の賃金は、OECDの中で最下位グループにあると書かれています。二〇二〇年の年間平均賃金額は、アメリカは六万九三九一ドル、ドイツが五万三七四五ドル、フランスが四万五五八一ドル、イギリスが四万七一一七ドル、韓国が四万一九六〇ドルであるのに対し、日本は三万八五一五ドルで、この中では最も低いのです。

これは二〇二〇年の数字ですが、現在は、欧米では物価高騰と賃金上昇が進む一方、日本では円安が進行していますので、実質的な賃金の格差はさらに進んでいると考えるべきでしょう。

イギリスのエコノミスト誌が公表するビッグマック指数でも同様の傾向が見られるそうです。

確かにイギリスではラーメンが一杯二〇〇〇円もするという報道を見るとかなり物価が高騰していることがわかります。

アベノミクスの誤り？

野口氏は、アベノミクス以前は円高であったため、そのままでは輸出には不利であり、輸出を伸ばすためには技術革新

による生産性を上げる努力が必要であったが、その方向性を追求するのではなく、円安を求めたことが問題であったと分析し、「手術をせずに、痛み止めの麻薬に頼ったようなものだ。」と批判します。

物価と賃金の関係

諸外国では賃金が上がっていても、物価や家賃が上がっているのだから、賃金も物価も家賃も上がらない日本と比べても、暮らしへの負担という意味ではあまり変わらないのではないかという疑問があります。賃金も物価もどンドン上がるよりは、変わらず安定している方が安心して暮らせるような気がします。

もちろん暮らしへの負担がどの程度かということ、賃金と生活費のバランス、労働時間、社会保障など様々な要素を総合的に見ないとわからないことでしょう。

ただ、そうはいっても、既に日本でも物価が上昇しておりますし、必死に働いても贅沢な暮らしはおろか、その日の生活を維持するのが精いっぱいという程度の賃金しか保障されないというのはやはり問題と言えるでしょう。

どうしてなのか

では、どうして日本の賃金は安いのでしょうか。まず、言われていることは、日本の企業の生産性の低下という問題です。半導体、テレビ等の家電製品など、これまで日本が強いと言われていた分野の売り上げが大きく落ち込んでいます。電気自動車、コンピューター、携帯電話など現代的な産業でも、後れを取っています。

イーロン・マスクは学生時代、資金もないところから起業し、投資家の援助を得ながら、次から次へと事業を大きくし、電気自動車のテスラ、宇宙ロケットのスペースXなどの大企業へと成長させた人物ですが、そのような特別な人物が出てくることや、そのような人物が起業を可能とさせる社会の存在が日本社会と違うように感じました。しかし、昔も日本はソニー、ホンダ、ナショナル等、独創性や技術力では世界に引けを取らない成果を出していましたし、今でも中小企業の中には世界的にも優れた技術力を持っている会社が多数存在します。

弁護士



山崎 浩一

Koichi Yamazaki

雇用慣行・解雇規制が原因？

日本では、生産性の低い従業員を簡単に解雇できず、勤務年数に応じて給料を支払わなければならないから、従業員の給料を簡単に上げるわけにはいかないという意見もあります。労働契約で定められた賃金はいくら企業の業績が悪くなっても減額することからと言って一方的に減額することはできませんし、整理解雇が認められるためには厳しい要件をクリアしなければなりません。終身雇用を採用すると、人件費が固定的になっていきます。生産性が悪いという理由だけで従業員を解雇できないので、有能な人材を採用するためには人件費を更に乗せなければならず、日本の企業が簡単に給料を上げようとせず、しかも内部留保を確保する方向に流れるという意見です。

諸外国の解雇規制は

それでは諸外国の解雇規制はどのようなになっているのでしょうか。アメリカ映画を見てみると、簡単に経営者が従業員に「お前はクビだ」と通告し、言われた従業員はダンボール箱に私物を入れて職場を去るといったシーンを見ることがあります。日本では絶対にこんな解雇は許されないのになっていったアメリカの解雇規制はどうなっているのかなと思いついて見た記憶があります。

労働政策研究所・研修機構の資料にアメリカ他の諸外国（イギリス、イタリア、スペイン、デンマーク、韓国）の解雇規制の研究に基づきアメリカとイギリスについて紹介します。

アメリカ

アメリカは、日本の解雇濫用法理（労働契約法一六条のように解雇に合理的で社会的に相当な正当事由を求める法規制や法原理はなく、随時雇用原則が確立した解雇自由が支配する国であるとのこと）です。まさに、服の色、髪型が気に入らないという理由によっても解雇されうるのです。但し、労働協約が解雇には正当事由が必要だと定め、組合員の解雇を規制してきました他、差別禁止法、内部告発者に対する解雇制限等、個別の理由で解雇が規制されることはあり得ます。

イギリス

イギリスではコモンロー上、雇用契約は正当理由の有無にかかわらず、一方当事者の通告により終了させることができるとされていますが、何時九七〇年代以降、多くの立法措置が講じられ、この原則は修正されています。

解雇権利法は、使用者が労働者を解雇する場合、公正な理由が必要とされています。公正な理由としては、①仕事に必要な能力又は資格、②労働者の行為、③労働者が余剰人員であること、等です。

労働の流動化

労働政策研究所・研修機構の資料を見ると、アメリカは別にして、その他の国では規制の強弱の違いはありますが、解雇は自由にできるのではなく、正当な理由が必要であると定められています。その意味では日本と全く違って解雇が自由ということとはなさそうです。

賃金に関して、気になるのは非正規労働者の比率が大きくなっているという問題です。労働の流動化という美名の下に非正規雇用の枠を増やし、労働力の使い捨てのような雇用形態が増えているといわれています。同一労働同一賃金という原則をかい潜るような実態があるということですが、これが日本全体の平均賃金が上がらない大きな原因と考えられます。また、このような雇用形態では、労働者の技能を上げていく等ということは全く考えられていないため、企業全体の競争力が劣化していくのは当然です。

処方箋

一部の外国の規制を見ただけではありますが、解雇規制にさほど違いなく、企業の競争力や賃金に大きな影響を与えているとは考えにくいようです。

それよりも、企業が積極的に開発等に投資できるようにすること、労働者がある程度の能力を十分に発揮できるように雇用環境の創出を国の政策として行ってこなかったということに大きな原因があるように思います。

日本型の終身雇用という慣行もマイナスイメージがありますが、労働者が熟練していくという観点からは良い面があったと言えるでしょう。

結局は、企業が生産性を高め、有能な人材を集めるために十分な賃金を支払えるようにすることが重要でしょう。そのためには有能な人材が採用でき、また、企業の中で人材を育てるといった環境の保障が重要ではないかと思えます。鶏と卵のような関係のようですが、真剣に考えなくてはならない問題だと思います。

民事訴訟法等の改正

二〇一九年夏号、前回正月号と、IT（インフォメーションテクノロジー）化（デジタル技術を用いて作業・業務の効率化を図る。）についてのんびりと書いたのですが、今年三月八日、民事裁判のIT化等を内容とする民事訴訟法等の一部を改正する法律案が国会に提出されるや、五月一八日には成立してしまいました。「等」だらけで申し訳ないところですが、IT化関係以外の事項の改正も多数含まれている上、実質的な改正事項が民事訴訟法に止まらず、多くの法律に渡っているためです。成立の際のマスコミ報道は、改正点のごく一部を解説、論評するもので、A四用紙三三四枚にもよる法律はそんなに簡単なものではありません。これを書いている時点で、最終的な改正案の内容全体についての解説がないか探したのですが、どうも見当たりません。そこで今回は何が変わるのかということを紹介したいと思います。

まず、裁判手続等のIT化については、①e提出（訴状、準備書面等の書面類、証拠をオンラインにより提出する、訴訟代理人や国・地方公共団体の指定代理人についてはこの提出方法を義務化する、訴訟記録を電子化する、費用の電子納付化を

する等）、②e法廷（ウェブ会議等により裁判所に出頭することなく口頭弁論、審尋、人証調べを含む各種の期日を開ける等）、③e事件管理（記録へのオンラインアクセス、相手方提出書面や証拠のダウンロード、オンラインでの連絡・進行管理等）の三つの面での実現が改正法の目標となっております。改正規定は一括して施行されるのではなく、公布日から四年以内に順次施行されていくことになっていきます。

行政事件につきましては、民事訴訟の例によることとされる原則に変化はありませんので、改正された民事訴訟法の規定が適用されていくこととなります。

離婚等の人事訴訟、家事審判・家事調停につきましては、報道をみますと民事訴訟と同様のIT化が導入されるかのような印象を受けるところがありました。そうではありません。しかし、ウェブ会議の方法による期日の進行、和解及び調停の成立が可能になることから、相手方当事者との直接接触の危険が大きく緩和されることとなります。この部分の改正規定（家事事件手続規則の改正を含む。）の適用は公布日から三年以内となります。民事執行、民事保全、破産その他倒産手続等につきましては、IT化に備えた若干の規定が置かれたりしたものもありま

したが、今後更に検討を進め、令和五年度以降順次、法改正、試行、先行運用を進めていくとの方針が表明されています。

IT化とは関係ありませんが、大きな改正として、法定審理期間訴訟手続の新設があります。これは当事者

双方の申出があったときはこの手続により審理及び裁判する旨の決定を裁判所が行うとともに、二週間以内に口頭弁論等の期日指定を行い、その期日から六月以内の間に弁論終結の期日を、同日から一月以内の日を判決言渡期日とするというものです。迅速な裁判ということですが、通常手続への移行の申立てや判決に対する異議の申立てを認めているとはいえず、控訴が禁止されるなど利用価値はどうでしょうか。

申立人やその法定代理人の氏名、住所の全部又は一部が知られることにより社会生活上著しい支障を生ずるおそれがある場合にその秘匿を認める制度、被害者提訴の場合に住所氏名の記載の秘匿を認める制度が訴訟に限らず各種手続で新設され、DV被害者等への救済となることとが期待されます。これは、公布日から九月以内の施行となります。



弁護士

鋤田 則仁
Norihito Kuwata

AIによる信用スコアリング

★ 先日、初めて住宅ローンの審査を受けました。たいした信用を築き上げている訳でもないはずの私が特に問題なく審査をパスできたのは、ひとえに同業の先人達が築いてきた信用のおかげなのだろうと受け止めています。

★ 住宅ローンなどの審査の現場などでは、以前からスコアリングにより返済能力等を審査していました。これは、与信のためになされるもので、通常は当該金融期間内で利用されるものでした。

近年、AIによる信用スコアリングサービスが発展しています。例えば中国などではアリババグループの芝麻信用(Zhima Credit)が有名です。芝麻信用のAIスコアは、与信審査の現場のみならず、官民のさまざまな機関で「第二の身分証」のように使われており、スコアが高い人は住宅ローンを低金利で組めたり、家を借りる時に敷金がいらなくなったりするそうです。日本でも、みずほ銀行とソフトバンクが共同で設立したJ.Scoreや、LINEスコア、ドコモスコアリングなどのサービスが展開されています。

★ 以前から用いられているアルゴリズムと比べると、AIによる機械学習アルゴリズムは精度が向上しているとされます。しかし、良いことばかりなのででしょうか。

まず、通常、アルゴリズムがどのようなものか、我々には把握できません。中国では、芝麻信用のスコアを考慮する多くの企業によって採用を拒否されたり、芝麻信用と連携する婚活サイトで不当な扱いを受けたりすることがあるそうです。不利益も大きいのでスコアを改善しようと考えたとしても、AIスコアの評価基準であるアルゴリズムが分からないのですから、どのように努力したらスコアが改善されるのか分かりません。

また、スタンフォード大学ビジネススクールのローラ・ブラットナー助教授らによる、実際の住宅ローンのデータを用いた研究によると、アルゴリズム自体の問題はなくとも、AIがスコアリングの基礎とするデータが少なすぎ、そのデータ誤差が大きな影響を及ぼすとのこと。つまり、「薄い」クレジットヒストリーはそれだけでその人のスコアを低下させるし、過去に何年も支払いを延滞していたなど、一つや二つの小さな傷が、その人のス

コアに大きなダメージを与える可能性があるというのです。

(参考URL参照)

★ こうしてみると、私のように、これまでローンを組んで大きな買い物をするという行動をあまりしてこなかった人は、例えばクレジットカードカードの引落口座への入金を忘れていたといったような事故があると、評価は下がるし、スコアを上げようとしてもどうやって改善するのかの努力の方向が見えにくい、という困難な状況になりかねません。

やはり、評価基準たるアルゴリズムはできる限り開示してほしいですし、そもそもAIによる信用スコアリングはあくまでもツールの一つに過ぎませんから、過度にスコアに依存することのないような社会が築かれるべきであるように思います。

なお、この論点は、今年の日弁連人権大会(於:旭川)第二分科会で取り上げられるようです。ご興味のある方はお運びください(遠いですが...)。

参考URL:

<https://hai.stanford.edu/news/how-flawed-data-aggravates-inequality-credit>



弁護士

齋藤 亮介
Ryosuke Saito

「列車ガチャ」

最近、「ガチャ」という言葉をよく耳にします。「ガチャ」は、元々「ガチャガチャ」や「ガチャポン」といった呼び方をされるカプセルトイ（硬貨を入れて回転式レバーを回すとカプセルに入った玩具等が出てくるもの。）のことを指す用語です。近年では、それだけではなく、スマホゲームをはじめとしたソーシャルゲームなどで、ゲーム内のアイテムやキャラクターがランダムにあたるくじのことも「ガチャ」などと呼ばれ、特に若年層を中心に人気を博しています。また、さらに進んで、自分の意思とは関係なくランダムに決まるもののことを「○○ガチャ」などとスラング的に使われることもあるようです。



若者に人気のあるスマホゲームなどでの「ガチャ」は、くじを引くために課金が必要となることが多いですが、課金するまで中身が分からないが、レアなものがあるかもしれないという期待感や、「中身を知りたい」という人間の根源的欲求に訴えかける設計で、プレイヤーを更なる課金→「ガチャ」へと誘導し得るものです。そのため、このような「ガチャ」は、特にネット・ゲームに親しむ若者をギャンブル依存症へ誘う危険性があるとして、欧米では規制されている国もあるようです。

このようにネガティブな側面も指摘される「ガチャ」ですが、買ってからでない中身が分からない、大きく得をする場合もあるといった人を惹きつける要素を応用し、経済活性に繋げようという面白い動きもありますのでご紹介します。



コロナ禍に伴う利用者の減少に苦しむJRですが、JR西日本は、本年七月、主に若年層に対して西日本エリアの魅力を発信するプロジェクトの一環として、「サイコロきっぷ」という商品を発表しました。パンフレットには、『サイコロの夏は、サイコロで掴み取れ!』、『偶然から始まる列車の旅にでかけよう!』といった楽しい文句が謳われています。

一回五千円で、アプリ内のサイコロを振ることができ、大阪市内発着で、出た目に応じて行き先の異なる切符が手に入るという仕組みです。サイコロの駅は、七月一日現在、白浜、餘部、東舞鶴、倉敷、芦原温泉、尾道、博多の七駅があり、博多が「レア駅」として設定されているようです。ほとんどの駅が約六分の一の確率となりますが、博多駅は三十六分の一の確率で出るそうです。詳細は公式ウェブサイト等をご確認下さい。どこに行くかサイコロを振らないと分からないというのも面白いですし、運が良ければたった五千円で

大阪から博多まで行けると考えると、確かにわくわくしてきます。

同様の企画はJR東日本にもあるようで、四十七の新幹線駅の中から行き先がランダムに決まるチケット『どこかにビューン!』が発売されるそうです。



「列車ガチャ」とも呼べるようなこのような企画は、若者にも親しみやすい形で様々な場所への旅行を楽しんでもらおうという工夫されたもので興味深く感じました。全国各地への切符が商品であれば、実際に行かなければなりませんので、「ガチャ」に病的に依存する心配もなさそうですし（もともと「サイコロきっぷ」は、一人二回までの制限があるようです）、普段自発的に訪れようとは考えなかった場所を訪れてその魅力を発見する機会にもなりそうです。

新型コロナウイルスにはまだまだ警戒が必要ですが、時期をみてこのような企画を利用し、「ガチャ」も旅行も楽しむといった体験をするというのも面白いかもしれません。



弁護士

 鋤田 透
Toru Kuwata

あだ名はダメ？

最近、学校で友達のことをあだ名で呼んではいけない、呼び捨てではなく、男女問わず一律に「さん」付けて呼ぶなど、学校での友達呼び名に関する話をよく耳にします。最近の学校では、あだ名を使ったらだめなのかと、初めて聞いた時には驚きました。私自身は、苗字の「さん」付けから、あだ名で呼んでもらえることで仲良くなった気がして、とても嬉しく感じていましたし、小学校の頃から仲のいい友達には、今でもずっと同じあだ名で呼んでもらっているのですが、何が問題なのかと疑問でした。

あだ名とは？

そもそも、あだ名とは、「容貌、性質、挙動等」のその人の特徴などによって実名の他につけた名前」とされており、愛称名だけではなく、嘲笑名も含まれています。このように、あだ名には、嘲笑名が含まれており、あだ名を使うことがいじめにつながるおそれがあるため、あだ名を使用することを禁止している学校があるのです。

いじめとは、いじめ防止対策推進法において、「児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています。文部科学省の問題行動・不登校調査によると、全国

の小学校でのいじめの認知件数は増加傾向であり、二〇二〇年度は約四二万件の報告があり、そのうち約六割が「冷やかしゃやからかいなど」でした。このすべてがあだ名を使用したものではないと思いますが、冷やかしの方法としてあだ名を使用したものもあると推測されます。あるリサーチ会社が二〇二〇年一二月に社会人一四〇〇人に調査をしたところ、小学校の頃にあだ名があった人は六九%で、このうち三六・七%が嫌な思いをしたことがあると回答しています。

あだ名に関する指導

文部科学省では、児童同士の呼び方について、特段指導はしておらず、あだ名の使用の禁止や「さん」付けでの呼ぶことは各学校の校則で定められたり、事実上の指導としてなされているようです。実際に校則で「友達を呼ぶときは『さん』をつけます。」と定めている小学校では、あだ名は身体的特徴や失敗行動など相手を蔑視したものが多く、呼び方だけでいじめを根絶できるわけではないが、抑止することにつながると考え、このような校則を定めているようです。約一六〇の公立小学校のある京都市でも、この一〇年で「さん」付けで呼ぶことは半数近くに広がっていると感じている学校関係者もいるようです。

ほんとにあだ名はダメ？

同法上、当該児童があだ名で呼ばれるこ

とによって、心身に苦痛を感じているのであれば、もちろんそれはいじめにあたります。学校がその問題意識をもって、少しでもいじめによってつらい思いをする児童を減らしたいと思いつつ、このような校則を定めたこと、一律に指導をすることは、ある程度評価できると思います。しかし、あだ名には愛称も含まれており、あだ名で呼びあうことは、友人関係を深めることにも繋がるため、どちらが正しいとは言いきれません。仮に校則等を定めるにしても、なんでも校則やルールで決めて、いじめという結果が生じないようにするのはなく、そのように決めている理由をきちんと児童に理解してもらい、相手への思いやりを学んでもらうことが重要です。そうでなければ、学校から社会に出ても、いじめと同様の事態が起こってしまいます。

ただ、小学校では、あだ名や呼び捨てが禁止され、「さん」付けで呼ぶことが定められていても、幼稚園では「ちゃん」「くん」付けやあだ名、習い事では「呼び捨て」で呼ばれるなど、まだまだ社会全体での問題意識とはなっていないように思われ、当の子どもたちには、なぜ学校だけ？という疑問が生じてしまいそうな気がします。

弁護士

NO IMAGE

渡邊 遥香
Haruka Watanabe

かもがわ講座

自筆証書遺言保管制度

二〇二〇年（令和二年）七月一日から、自筆証書遺言を法務局が保管する制度が始まっています。通常利用される遺言書は、公証人が作成する公正証書遺言か、遺言者本人が作成する自筆証書遺言に分かれます。

遺言を希望される方からは、どちらが良いのか聞かれることがあります。作成費用がかかることや立会証人が二人必要という負担はありますが、遺言能力がないとか改竄等の理由で遺言の有効性が否定されるリスクが小さいことと、遺言書の検認手続きが不要であることから、公正証書遺言を勧めることが多いです。検認は遺言者が亡くなった場合、裁判所



は遺言者が亡くなった場合、裁判所

で相続人立合いのうえ、遺言書の保管者が遺言書を提出し、遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。

しかし、自筆証書遺言保管制度により、法務局に自筆証書遺言書を保管してもらうと、以後は紛失や改竄の恐れがなくなり、検認手続きも不要となっていますので、自筆証書遺言をされる場合には極めて有益です。



法務局に完成した遺言書を持参すると、外形的なチェックを受

け、原本に加え、画像データとして長期間（原本は遺言者死亡後五〇年間、画像データは一五〇年間）保管されます。

保管後も遺言書の閲覧ができませんし、保管申請を撤回し、遺言書の返還を受けることもできません。

遺言者が死亡すると、相続人、受遺者、遺言執行者は法務局から遺言書情報証明書の交付を受けることができます。従来は遺言書の原本を使って行っていた諸手続きを、この証明書を用いて行うことができます。

保管の申請は遺言書一通につき三九〇〇円です。

スタートしてから今年の五月までの累計で三万五八八八件の申請がされているそうです。

以上